

2026 年 8 月 13 日

各位

会社名 株式会社海帆
代表者名 代表取締役 守田 直貴
(コード番号：3133 東証グロース)
問合せ先 管理本部長 羽二生 博志
(TEL. 052-586-2666)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年8月13日開催の臨時取締役会において、「定款一部変更の件」2026年9月開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、当社グループの経営及び管理体制の効率化、適時・適正な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までに変更するものであります。

また、事業年度の変更に伴い、第24期事業年度は、2026年4月1日から2026年9月30日までの6カ月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(基準日) 第 11 条 当会社は、毎年<u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 (条文省略) 第 12 条～第 42 条 (条文省略) (事業年度) 第 43 条 当会社の事業年度は、毎年<u>4 月 1 日から翌年 3 月 31 日</u>までとする。	(基準日) 第 11 条 当会社は、毎年<u>9 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (現行のとおり) 第 12 条～第 42 条 (現行のとおり) (事業年度) 第 43 条 当会社の事業年度は、毎年<u>10 月 1 日から翌年 9 月 30 日</u>までとする。

(期末配当金) 第 44 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。	(期末配当金) 第 44 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>9 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。
(中間配当金) 第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9 月 30 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条 第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。	(中間配当金) 第 45 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>3 月 31 日</u>の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条 第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。
第 46 条 (条文省略) (新設) (新設)	第 46 条 (現行のとおり) 附 則 (事業年度変更に係る経過措置) 1 第 43 条（事業年度）の規定にかかわらず、第 24 期の事業年度は 2026 年 4 月 1 日から 2026 年 9 月 30 日までの 6 カ月間とする。 2 本附則は、第 24 期の事業年度終了後、これを削除する。

3. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日：2026 年 9 月中

定款変更の効力発生日：臨時株主総会において承認決議された場合はその臨時株主総会の日

以上